

事例

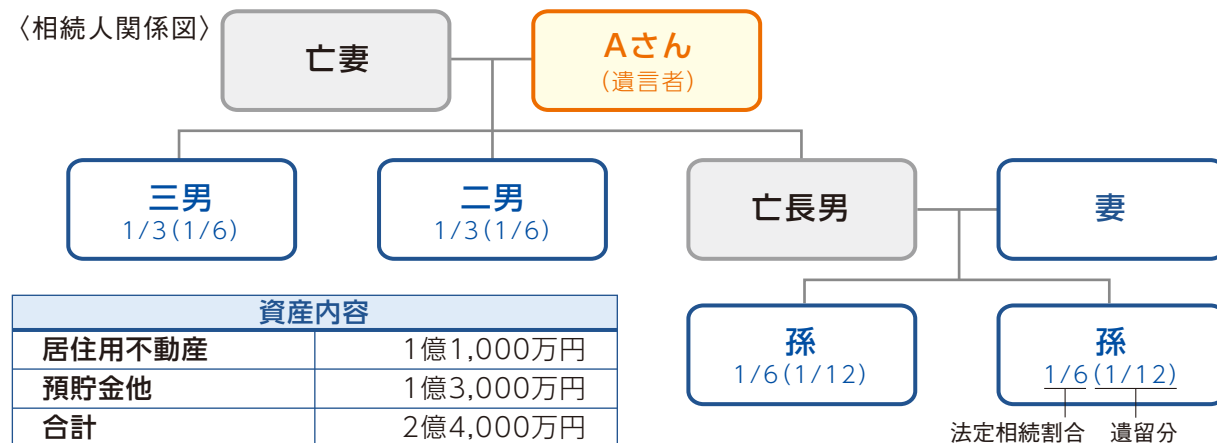
亡くなった長男の妻にお世話になっているAさんの遺言

Aさんがご来店になり、「私は、妻と長男に先立たれ、お嫁さん(亡長男の妻)とまだ学生の孫娘二人と同居し、身の回りのことはお嫁さんに世話になっている。その感謝の気持ちとしてお嫁さんに自宅他金融資産を多く配分した自筆証書遺言を作成した。この内容に問題がないか相談したい。」とのことでした。

☆自筆証書遺言の問題点

(1)二男・三男の遺留分を侵害している内容 (2)遺言執行者として亡長男の妻を指定

〈相続人関係図〉



資産内容	
居住用不動産	1億1,000万円
預貯金他	1億3,000万円
合計	2億4,000万円

財産の配分(自筆証書遺言の見直し、生前贈与の活用と公正証書遺言案)					
相続人	二男	三男	孫	孫	亡長男の妻
法定相続割合	8,000万円	8,000万円	4,000万円	4,000万円	(相続人ではない)
遺留分	4,000万円	4,000万円	2,000万円	2,000万円	—
遺言配分(自筆証書)	1,000万円	1,000万円	0円	0円	2億2,000万円
教育資金贈与信託	—	—	1,000万円	1,000万円	—
遺言配分(公正証書)	4,000万円	4,000万円	1,000万円	1,000万円	1億2,000万円

公正証書に変更した理由

- (1) Aさんの心情は自筆証書遺言の内容により理解できますが、二男・三男の立場も考慮しなくてはなりません。この内容ですと、二男・三男は気分を害して遺留分侵害額請求が考えられ、争いの元を作ることが想定されます。
- (2) 遺言執行者としてお嫁さんを指定していますが、お嫁さんが遺言の執行を実際にできるかどうか疑問です。また、お嫁さんがAさんに遺言の作成を依頼したかのように思われる懸念もあります。いらぬ誤解を回避しなくてはなりません。
- (3) 付言事項で、感謝の気持ちと、二男・三男へ配慮した遺言の主旨・思いを明確にしました。
- (4) 学生の孫たちのために、1人1,000万円、合計2,000万円を「教育資金贈与信託」※を活用し一括贈与しました。親子に喜ばれ、結果として相続税の軽減の対象になりました。

以上を勧案し、財産の配分の変更・遺言執行者の変更(亡長男の妻→信託銀行)を行い、公正証書遺言に変更しました。

※運用報酬として、3月・9月の各25日および信託期間満了日に、金銭信託5年ものの運用収益から予定配当額(予定配当率と信託金の元本により計算される額)等を差し引いた金額がかかります。

*本事例は三菱UFJ信託銀行がさまざまな事例を参考に創作したものであり、実際のものとは異なります。

相続・不動産のご相談は三菱UFJ信託銀行へ

ご相談希望日の**3営業日前まで**にお取引店または最寄りの店舗へご予約ください。

スマートフォンからのご予約はこちらから



最寄りの店舗をお探しの場合はこちら

